

米国地方裁判所
メリーランド地区
北部区域

)
IN RE ROYAL AHOLD SECURITIES) 03-MD-1539-CCB
AND “ERISA” LITIGATION) すべての証券
(ROYAL AHOLD証券) 訴訟に関連
およびERISA訴訟の件)
)

改正和解合意書

本改正和解同意書（「同意書」）は、2006年1月6日に、米国地方裁判所メリーランド地区において係争中である複数地方統合集団訴訟、*In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation (Royal Ahold N.V. 証券およびERISA 訴訟の件)*、民事番号1:03-MD-01539、およびその中で統合されたRoyal Ahold投資家等に代わり提起された各集団訴訟で、これらに関して明細Aに記されている訴訟を含むがそれらに限られない（「訴訟」）にかかわるRoyal Ahold N.V.（「Royal Ahold」）、原告等、および集団の間で締結されるものである。

2003年2月24日、Royal Aholdは、会計年度2000年および2001年、2002年の暫定的結果についてその財務諸表を変更する予定であると発表した。本訴訟はRoyal Aholdの2003年2月24日の発表後に開始された。

本訴訟において、特定の被告等は、数ある中でも1934年証券取引法の第10 (b) 項および第20 (a) 項、1933年証券法の第11項、12 (a) 項、および第15項に違反したと申し立てた。

2003年11月4日付の命令により、裁判所はPublic Employees' Retirement Association of Colorado (「COPERA」) およびGeneric Trading of Philadelphia, LLC (「Generic Trading」) を筆頭原告として任命し、Entwistle & Cappucci, LLPを原告側筆頭弁護士とし、またAdelberg Rudow Dorf & Hendler, LLCを本訴訟で主張される証券法の主張に関する連携弁護士とするCOPERAおよびGeneric Tradingの選択を承認した。

特定の被告等は原告側の申し立てを否認し、原告側の主張に対して応訴主張した。

原告等およびRoyal Aholdは、本合意書は特定の被告等による任意の法規または法律に関する任意の違反、または任意の責任または悪行、または本訴訟において主張さ

れたた任意の請求または申し立ての真実性の是認または証拠とは見なされないまたは解釈されないものであることに合意する。

原告側筆頭弁護士は、本訴訟の訴追を補助することを筆頭原告により承認された特定の弁護士から助力を受け、特定の被告等それぞれに関する悪行の申し立てに関連する広範な多国調査を実施した。さらに、原告側筆頭弁護士は、およそ1,500万ページの文書および報告書を検討および分析し、数百におよぶ面談および面談記録および資料を検討し、多数の動議を争い、オランダのEnterprise Chamberにおいて訴訟を起こし、100件以上の召喚令状を送達および起訴し、文書要請を送達し、筆頭原告が雇った専門家および顧問と顧慮し、証券取引委員会、米国、オランダ、南米での刑事手続、およびEuronextを含む様々な証券取引場を含む、様々な行政局および政府機関で行われた資料および手続を検討した。

Nicholas Politan裁判官が行った調停を含め、筆頭原告とRoyal Aholdとの間で対等な立場で和解交渉が行われ、原告およびRoyal Aholdは、最終承認を前提とする和解のすべての条件を具体化した本合意書に達した。

筆頭原告は、原告側筆頭弁護士との協議の上、複雑な訴訟の不確実性を避け、本文中に反映される利益を集団のために取得するよう保証することが集団にとって最善であると結論を出した。

筆頭原告および原告側筆頭弁護士は、本文中に記された和解の条件を正当、妥当、十分、かつ集団にとって最善であると考えます。また、

特定の被告等は本文中で主張された請求に対して責任がなく、また正当な弁護があるとされているにもかかわらず、Royal Aholdは、とりわけ、さらなる経費、不便、および長引く訴訟の負担を避け、またその職員および資力の動揺および流用を避け、訴訟のリスクを避け、さらに集団訴訟団員からすべての請求および潜在的請求の完全な解除を取得するために、本合意を締結することを決めた。

その結果、本訴訟および集団訴訟団員の全請求を、以下の条件で、最終承認を条件として、本文中で以下に記される場合を除き、特定の被告等に対する請求、また特定の被告等に無費用で、和解、折衷、再訴不可能として却下することが末尾署名者等により合意された。

1. **精選定義** 次の用語は、本合意書中で使用される場合、本和解合意書につい

て次の意味を有するものとする。

a. 「Ahold」とは、Royal Ahold N.V.、Ahold USA, Inc.、Ahold USA Holdings, Inc.、U.S. Foodservice, Inc.、Stop & Shop Supermarket Company、Giant Food, Inc. (Landover)、Giant Food, Inc. (Carlisle)、Tops Markets, LLC、Bi-Lo, LLC、Bruno's Supermarkets, Inc.、Peapod, Inc.、Ahold U.S.A. Support Services, Inc.、Jeronimo Martins Retail Services AG、ICA Ahold AB、Diso S.A.、Santa Isabel, S.A.、Bompreço S.A.、Disco Ahold International Holdings N.V. JMR、Paiz Ahold N.V.、およびそれらの任意の近親者、親組織、提携者、合併会社、関連会社または子会社、およびその各自のそれぞれおよびすべての過去および現在の役員、取締役、証書保有者、代表者、従業員、雇用主、弁護士、財務または投資アドバイザー、顧問、会計士、保険提供会社、アドバイザーまたはエージェント、相続人、執行者、管財人、一般または有限のパートナーまたはパートナーシップ、個人の代理人、財産、遺産管理人、前任者、継承者、および譲受者、および Deloitte を除くその各自の任意の従業員、エージェント、関係組織、管理者等を意味する。

b. 「授権請求者」とは、請求管理人が全部または一部を承認する時宜かつ有

効な請求証明書式を請求管理人へ提出する集団訴訟団員を意味する。請求管理人が和解基金からの支払い対象であると承認する株式は「授権株式」である。

c. 「請求者」とは、本訴訟の和解基金の分配を求め、請求管理人に請求証明書を提出する人物を意味する。

d. 「集団」とは、1999年7月30日から2003年2月23日までに Royal Ahold N.V.の普通株式および / または米国預託証券を購入または配当として受け取ったすべての人物および組織を意味し、これにはその株式および米国預託証券を配当として受け取った人物および組織も含まれる。集団という用語から当初の被告等は除外される。

e. 「集団訴訟団員」とは、本文中に第 1d 段落に記される集団の定義に含まれ、裁判所により指定された除外手続および締め切りに基づいて時宜かつ有効に集団からの除外を選択しなかった任意の人物を意味する。

f. 「集団代表」とは、Itzehoer Atkien Club GbR、Union Asset Management Holding AG、および Deka Investment GmbH を意味する。

g. 「法典」とは、改正された通りの、1986年米国内国歳入法典を意味する。

h. 「裁判所」とは、*In re Royal Ahold N.V. Securities & ERISA Litigation*

(Royal Ahold N.V.証券およびERISA訴訟の件)、民事番号 1:03-MD-01539 が係争中である米国メリーランド地区地方裁判所を意味する。

i. 「Deloitte」とは、Deloitte & Touche LLP および Deloitte & Touche Accountants およびそれらの任意の近親者、親組織、提携者、合弁会社、関連会社または子会社、およびその各自のそれぞれおよびすべての過去および現在の役員、取締役、証書保有者、代表者、従業員、雇用主、弁護士、財務または投資アドバイザー、顧問、会計士、保険提供会社、アドバイザーまたはエージェント、相続人、執行者、管財人、一般または有限のパートナーまたはパートナーシップ、個人の代理人、財産、遺産管理人、前任者、継承者、および譲受者、およびその各自の任意の従業員、エージェント、関係組織、管理者等を意味する。

j. 「外国訴訟手続」とは、米国およびその領地外に居住する集団訴訟団員により米国およびその領地外で開始された外国法に基づく訴訟手続を意味する。

k. 「筆頭原告」とは、Public Employees' Retirement Association of Colorado および Generic Trading of Philadelphia, LLC およびそれらの任意の近親者、親組織、提携者、合弁会社、関連会社または子会社、およびその各自のそれぞれおよびすべての過去およ

び現在の役員、取締役、証書保有者、代表者、従業員、雇用主、弁護士、財務または投資アドバイザー、顧問、会計士、保険会社、アドバイザーまたはエージェント、受益者、株主、相続人、執行者、管財人、一般または有限のパートナーまたはパートナーシップ、個人の代理人、財産、遺産管理人、前任者、継承者、および譲受者、およびその各自の任意の従業員、エージェント、関係組織、管理者等を意味する。

l. 「当初の被告等」とは、Royal Ahold N.V.、Ahold USA, Inc.、Ahold USA Holdings, Inc.、U.S. Foodservice, Inc.、Cees Van der Hoeven、Michiel Meurs、Henny de Ruiters、Cor Boonstra、James L. Miller、Mark Kaiser、Michael Resnick、Tim Lee、Robert G. Tobin、William J. Grize、Roland Fahlin、Jan G. Andreae、ABN AMRO Rothschild、ABN AMRO Holding N.V.、Goldman Sachs Group, Inc.、Goldman Sachs International、Merrill Lynch & Co., Inc.、Merrill Lynch International、ING Bank、ING Groep N.V.、ING Bank N.V.、Rabo Securities N.V.、Rabobank International、Rabobank Nederland、Robeco Group、Kempen & Co. N.V.、Kempen & Co. Corporate Finance、Kempen & Co. Securities、Deloitte & Touche LLP、および Deloitte & Touche Accountants を意味する。

m. 「人(人物)」とは、個人、企業、パートナーシップ、有限パートナーシ

ップ、協会、共同株式会社、財産、法的代理人、信託、法人化されていない協会、政府機関、またはその任意の政治的部門または官庁、および任意の事業または法的組織を意味し、個人所有の事業に関してはそのそれぞれの配偶者、相続者、前任者、継承者、代理人または譲受者を意味し、また企業組織に関してはそのそれぞれの親会社、子会社、関連会社、譲渡者、先駆者、継承者、役員、取締役、従業員、代理人、および弁護士を意味する。

n. 「原告」とは、筆頭原告、集団代表者、およびこれに証拠物件 A と識別された訴訟を含め、本訴訟において名前が挙げられたすべての原告を意味する。

o. 「原告側筆頭弁護士」とは、Entwistle & Cappucci LLP の法律事務所を意味する。

p. 「割当案」とは、裁判所が承認した通りに和解基金を授権請求者に割り当てるための計画および手続を意味する。

q. 「請求証明」とは、裁判所が承認する請求および権利解除の証明を意味する。

r. 「解除者」とは、原告、集団訴訟団員、およびその各自の過去、現在、お

および未来の役員、取締役、従業員、エージェント、株主、使用人、法的代理人、執行者、親会社、子会社、関係会社、提携者、保険提供会社、受益者、保管人、および任意の原告および集団訴訟団員が過去または現在関係しているその他すべての人物、パートナーシップまたは企業、および前述それぞれの前任者、継承者、実行者、管財人、および譲受者を連帯で意味する。

s. 「和解基金」とは、本文中第7段落に従った Royal Ahold による支払いを意味し、前述の支払いに生じる任意の金利を含む。

t. 「特定の被告等」とは、本文中に定義された「Ahold」を意味し、また任意の反復にかかわらず、Royal Ahold N.V.、Ahold USA, Inc.、Ahold USA Holdings, Inc.、U.S. Foodservice, Inc.、Cees Van der Hoeven、Michiel Meurs、Henny de Ruiter、Cor Boonstra、James L. Miller、Mark Kaiser、Michael Resnick、Tim Lee、Robert G. Tobin、William J. Grize、Roland Fahlin、Jan G. Andreae、ABN AMRO Rothschild、ABN AMRO Holding N.V.、Goldman Sachs Group, Inc.、Goldman Sachs International、Merrill Lynch & Co., Inc.、Merrill Lynch International、ING Bank、ING Groep N.V.、ING Bank N.V.、Rabobank Securities N.V.、Rabobank International、Rabobank Nederland、Robeco Group、Kempen &

Co. N.V., Kempen & Co. Corporate Finance, Kempen & Co. Securities および本訴訟において被告一員として指定された Deloitte を除く任意の他当事者 (まとめて「被告等」)、被告等それぞれおよびすべての近親者、親組織、提携者、合弁会社、関連会社または子会社、およびその各自のそれぞれおよびすべての過去および現在の役員、取締役、証書保有者、株主、代表者、従業員、雇用主、弁護士、財務または投資アドバイザー、顧問、会計士、保険提供会社、アドバイザーまたはエージェント、相続人、執行者、管財人、一般または有限のパートナーまたはパートナーシップ、個人の代理人、財産、遺産管理人、前任者、継承者、および譲受者、およびその各自の任意の従業員、エージェント、関係組織、管理者等を連帯で含むが、Deloitte を除くものとする。Royal Ahold が以下に記された第 34 段落に基づき、書面により、これらのような被告を「特定の被告」の定義から除外すると判断する場合はこの限りではない。

u. 「税金」とは、(i) 連邦税または州税の目的で、和解基金が「適格和解基金」として取り扱われないまたは認められない任意期間中の和解基金の任意の所得、および (ii) 第 (i) 条項に記されている任意の税または税損の和解基金による支払いまたは還付に関して、特定の被告等に課される可能性がある税または税損 (「ファース

ト・ダラー」に基づいて計算される)を含む、和解基金の所得に対して生じる任意の税(予定納税、金利または罰金を含む)を意味する。前述の目的で、特定の被告等に課される可能性がある税または税損は、特定の被告等に帰する和解基金の任意の勤労所得に法典第 11 項に従った有効な税率さらに特定の被告等のその年度に有効な州税率で乗算したものと見なされるものとする。

v. 「税経費」とは、第 11 段落の運営および実施に関連して生じた経費および費用(税弁護士および/または会計士および配分郵送の経費、第 11(c)段落に記載されている申告の提出、または提出の不履行に関連する費用および経費を含む)を意味する。

2. 和解合意を締結する権限 末尾に署名する Royal Ahold、COPERA、および Generic Trading の代表者それぞれは、Royal Ahold、COPERA、および Generic Trading それぞれを代表して本合意を締結かつ執行する完全な権限を有していることを約束かつ表明する。原告側筆頭弁護士は、筆頭原告、集団代表、および集団を含め、原告に代わり弁護側弁護士と和解交渉を行い、司法承認を条件として、本合意を締結かつ執行する完全な権限を有していることを表明する。

3. 本和解を発効させる最善の努力 原告側筆頭弁護士および筆頭原告は、裁

判所に、また原告および集団訴訟団員に、本合意の承認を勧めることに合意する。原告および Royal Ahold、および末尾に署名するその弁護士は、任意の集団訴訟団員を代表して行動するまたは行動を趣旨する任意の代表者を含むがそれらに限られない、原告および集団訴訟団員から本合意の事前承認および最終承認および和解の承認および参加を確保するために、また本文中に記された条件で本訴訟の却下を確保するために、妥当かつ必要とされる手順および努力を含め、本合意および本文中に記された和解を発効させるため、最善の努力を尽くし相互に協力することに同意する。

4. 事前承認原告側筆頭弁護士は、和解のみの目的での集団の認定に関する申請、和解および和解基金の事前承認に関する申請、および前記の集団認定、和解、および本合意により熟慮されている最終判決について裁判所が承認する方法で通告を配布するための認可の申請を行うものとし（「事前承認」）、その申請は Royal Ahold の同意を得るものとする。申請には、数ある中でも、(i) 上記の第 1d 段落に記されている認定される集団の定義、(ii) 通告および前記の通告の配布方法についてについて提案する形、および (iii) 和解および和解基金を事前承認する命令について提案する形態が含まれる

ものとする。原告側筆頭弁護士および Royal Ahold は、裁判所に申請がなされる以前に、前文の (ii) および (iii) の言語について合意するものとする。

5. 提案された命令および最終判決 原告および Royal Ahold は、(i) 集団訴訟団員に関して裁判所で係争中の訴訟の正当、妥当、かつ十分な和解であるという認定を含め、本合意の最終承認を規定する、また (ii) 本合意がその条件にしたがって完了されるように指示する、また (iii) 本訴訟を再訴不能として特定の被告等に対する費用なしで却下するように指示する (例外については本合意中に記載) 、また (iv) 本文中第 18 段落に記されている形態での権利解除、本文中第 19 段落に記されている条件での訴訟しない約束、本文中第 20 段落に記されている形態での権利放棄、本文中第 29 段落に記されている禁止命令を含める、命令および最終判決 (「命令および最終判決」) の発行を共に求めるものとする。

6. 最終承認 本合意は、(i) 裁判所が命令および最終判決を発行した時、かつ (ii) 異議が唱えられた場合、裁判所の命令および最終判決を控訴する期間または控訴許可を求める期間が満了した時、または控訴された場合、命令および最終判決がそのまますべて維持され、それ以上の控訴または裁量上訴受理令状、またはそれ以外による審

理の対象ではなくなった時に、最終（最終承認）となるものとする。

7. **対価** 本文中の様々な条項を条件として、また原告および集団訴訟団員により特定の被告等に対して主張された、主張された可能性がある、現在主張されている、あるいは主張できるすべての請求の十分、完全、かつ最終的和解に対し、Royal Ahold は\$1,100,000,000 を2回の分割払いで支払うものとする。すなわち、(i) 裁判所が事前承認申請を認めた日付から三(3)日間以内に、Royal Ahold は前記の目的で原告側筆頭弁護士が North Fork Bank をエスクロウ（保護預り）エージェント（「エスクロウエージェント」）として指名し、ニューヨーク州メルビルに所在する North Fork Bank に開設したエスクロウ口座（「和解基金」）に\$733,333,333 を支払い、また(ii) 最終承認後六(6)カ月以内に、上記の第6段落に従って、Royal Ahold は和解基金に\$366,666,667（「最終支払い」）を入金するものとする。和解基金に預金された資金がもたらす一切の金利は和解基金の一部となり、その一部にとどまるものとする。

8. **VEB 和解基金** Royal Ahold による和解基金の第1回分割払いが行われると同時に、前記の目的で原告側筆頭弁護士が North Fork Bank をエスクロウ（保護預り）エージェント（「エスクロウエージェント」）として指名し、ニューヨーク州メルビル

に所在する North Fork Bank に開設したエスクロウ口座 (「VEB 和解基金」) に、当事者等と集団との全係争の世界的な解決の促進およびオランダおよびヨーロッパにおける本和解の積極的な奨励に助力した Vereniging van Effectenbezitters (「VEB」) またはそれにより指定された団体に \$8,820,000 を支払うものとする。VEB 和解基金は、最終承認の十 (10) 日間以内に VEB またはその指定者に配布されるものとする。VEB 和解基金に預金された資金がもたらす一切の金利は VEB 和解基金の一部となり、その一部にとどまるものとする。

9. 支払いの性質 本文中の如何なる条項にもかかわらず、本合意の当事者等は Royal Ahold により和解基金または VEB 和解基金に預金される如何なる金額も、罰金または同様の科料、または罰金または同様の科料の性質ではないことを認め、合意する。

10. 請求管理人 原告側筆頭弁護士のみが、和解基金の管理を行う団体 (「請求管理人」) を指定する責任を持つものとする。請求管理人は、原告側筆頭弁護士の監督下また裁判所の管轄権を条件として、この下で授与される集団の権利および義務を管理するものとする。特定の被告等は、和解の管理、和解基金の割当、または集団訴訟団員の請求の支払い、審査、または異議申し立てについて、如何なる方法でも責任、関与、

または義務が一切ないものとし、また特定の被告等は、集団への通告の提供を含め、前記の請求管理に関連する費用、手数料、または経費を支払う要求はされず、支払う義務もないものとする。

11. 税金の扱いおよび管理 (a) 当事者等は、和解基金が財務省規則 1.468B-1 の意味内における「適格和解基金」となることを意図し、そのように扱われることに合意する。原告側筆頭弁護士は、和解基金を管理し (財務省規則 1.468B-2 (k) (3) の意味内における) 「管理人」 (「管理人」) になるものとする。管理人は、その基金の雇用者 ID 番号を取得しなければならないものとする。

(b) 管理人、また必要に応じて当事者等は、最も早く認められる日付にさかのぼる「遡及選択」 (財務省規則 1.468B-1 に定義される通り) を含む、この第 11 段落の条項を実行するために必要または推奨される通りの選択を時宜に行うものとする。管理人は、必要な当事者すべてが署名する必要書類を時宜にかつ適正に作成および配達し、適切な申請を行うようにするものとする。

(c) 管理人および / または原告側筆頭弁護士の監督下で行動する会計士または請求管理人は、和解基金に関して必要または推奨されるすべての情報申告および

他の税金申告（財務省規則 1.468B-2（k）および（1）に記されている申告書を含む）を時宜にかつ適正に提出するものとする。前記の申告書はすべての税金が和解基金から支払われることを反映するものとする。管理人および / または原告側筆頭弁護士の監督下で行動する会計士または請求管理人は、「1.468B-3 明細」（財務省規則 1.468B-3 に記される通り）を作成し、特定の被告等が基金へ振込を行った暦年の翌年 2 月 1 日までに Royal Ahold に前述の明細を提供するものとする。

（d）税金および税経費は本同意の執行費用として扱われ、また見なされるものとし、裁判所からの事前命令なく管理人により和解基金から時宜に支払いまたは還付されるものとする。被告等に税金または税経費が課された場合、管理人は前記の税金および税経費を和解基金から被告等に還付するものとする。管理人は、（本文中に記載されている如何なる内容にかかわらず、）任意の税金および税経費の十分な予備金の確立、ならびに財務省規則 1.468B-2（1）（2）により徴収が義務付けられていることがある任意の金額を含め、和解基金からの支払いから任意の税金または税経費の支払いまたは還付に必要な資金を徴収する義務を負うものとする。

(e) 所得として解釈される本合意に従って受領した任意金額に課される税金、さらに任意の罰金および金利を支払うことは集団訴訟団員のみの責任であり、特定の被告等は前記の税金、罰金、金利、または金額について一切の責任および義務を負わないものとする。

12. 授権請求者への配布 (a) 請求管理人は、原告側筆頭弁護士により提示されまた裁判所により承認されることになる妥当な割当案に基づき、各集団訴訟団員の和解基金の案分払いを決定するものとする。前記の割当案は、授権請求者の居住国、または前記の授権株式が購入された取引所に基づいて、授権株式に異なる取り扱いをしてはならないものとする。

(b) 原告側筆頭弁護士により提案されることになる割当案は、本合意の必要条件ではなく、特定の割当案が承認されることは本合意の条件でもない。割当案に関する裁判所による如何なる決定も、本合意の有効性、決定性、執行力に影響を及ぼさないものとする。

13. 和解の集団訴訟団員への執行 (a) 有効な請求証明を期限内に提出しない任意の集団訴訟団員は、和解基金からの収益を受ける権利を失うが、本文中に規定される

命令および判決および権利解除の条件を含め、本合意のすべての条件により拘束されるものとし、また本文中の第 19 段落に記される通り、特定の被告等に対して任意の訴訟を提訴することが禁止かつ差し止められるものとする。

(b) 原告側筆頭弁護士のみが本合意の執行、請求管理人による和解基金の支払い、および和解基金からの弁護士料の支払いおよび費用および経費の還付を監督する責任を持つものとする。特定の被告等は、本合意の執行または和解基金の支払いについて、支払い責任、責任または義務を一切負わないものとする。本同意の執行、請求の執行、および和解に関連する弁護士料および費用およびその他の経費は、和解基金の 20% を超えないものとする。

(c) 請求の証明はすべて、前記の期間が裁判所命令により延長されない限り、通告に指定された日付までに提出される必要がある。請求の証明を提出しなかった任意の集団訴訟団員は、(裁判所命令により、前記の集団訴訟団員により後日提出された請求の証明が承認されない限り、) 本合意に従って一切の支払いの受け取りが永久に禁じられるが、その他すべての面では、命令および判決および本文中に規定される権利解除の条件すべてにより拘束されるものとし、特定の被告等に対する一切の訴訟提起が禁じ

られるものとする。

(d) 各請求者は、請求者の請求に関して裁判所の司法管轄に服従したものとみなされ、連邦民事訴訟規則に基づき、その請求は原告側筆頭弁護士および / または請求管理人による調査および開示の対象となるものとする。ただし、前記の調査および開示は、請求者の集団訴訟団員としての身分および請求者の請求金額の妥当性に限られることを条件とする。当事者等は、裁判所が特定の被告等について本訴訟を猶予することを求める。本訴訟または本同意の実態に基づくまたは任意の特定の被告等に対する開示は、Royal Ahold がその時点まで米国政府により阻止されている面談資料を提出することに同意し、その後、それまでに未解決の任意の特権主張を裁判所に提示することを条件として政府が前記の開示を承認する場合を除き、また請求者が不特定の被告等に対して訴訟中の問題に関する事実証人である範囲外では、一切許されないものとする。前記の面談資料の提出は、裁判所が認めたこれらの訴訟手続の任意猶予の対象とはならず、その猶予は不特定の被告等に対する請求の訴追にも適用されないものである。

(e) 本合意に従う支払いは、すべての集団訴訟団員に対して最終かつ決定的であるとみなされるものとする。裁判所により承認されなかった集団訴訟団員はすべて和

解基金からの支払いへの参加が禁じられるが、命令および判決および本文中第 18 段落に規定されている権利解除を含め、本同意の条件すべてにより拘束されるものとし、また本文中第 19 段落に規定される通り特定の被告等に対する任意の訴訟提訴が禁じられ、本文中第 20 段落に規定される通りすべての権利を放棄したものとみなされる。

(f) 集団からの除外を希望する集団の任意の団員は、事前承認および通告を許可する命令に記されている方法で、書面による除外要請を郵送するものとする。

(g) 各集団訴訟団員は、和解基金から支払いを受けることを条件として、

(i) 本文中第 18 段落に記されている形の権利解除、(ii) 本文中第 19 段落に記されている条件で訴訟しない約束、および(iii) 本文中第 20 段落に記されている形の権利放棄を含むがこれらに限られない、すべての適切な書類を完了するものとする。

(h) Royal Ahold に関する和解基金の執行は、下の第 23 段落により支配される。

14. 和解基金の支払い 和解基金は、最終承認後、かつ(a) すべての請求が処理され、請求の一部または全部が拒否または却下されたすべての請求者が通知を受け前記の拒否または却下について審理を受ける機会が提供され、(b) すべての拒否または却下された請求に関する異議が裁判所により解決され、それからのすべての控訴が解

決されるか、あるいはその期限が満了し、(c) 弁護士料、費用、および支払いに関するすべての問題が裁判所により解決され、それからのすべての控訴が解決されるか、あるいは控訴を通告する、再弁論を求める、または動機を申請する、さもなければ審査を求める期間が満了し、(d) 管理、税金、および税経費がすべて支払われた後にのみ、請求管理人により授権請求者へ支払われるものとする。

15. 原告側筆頭弁護士の通告費用を支払うための条件付和解基金の使用 特定の

被告等は、上記第 6 段落に従う最終承認の前に、また裁判所により授与された命令に従って、原告側筆頭弁護士が和解基金に預金された和解基金から最高 8 百万ドル (\$8,000,000) までを集団への通告の支払い、集団訴訟団員による請求申請の勧誘、請求を行う手伝い、および本同意を実施するために必要な行動を行うためにその金額を使用することに同意する。本段落に従って支出した和解基金の任意部分は、裁判所が最終承認を認めなかった場合、Royal Ahold に返済されないものとする。集団訴訟団員および原告側筆頭弁護士および集団の他の弁護士は、本同意を実施するために必要な通告の費用を含むがそれに限られない本訴訟に関連する全経費について、和解基金からのみ還付され補償されるものとする。本段落および上記第 7 段落に規定される場合を除き、そ

の他の任意の費用および経費は、最終承認および第 23 段落に記される条件が満たされた場合のみ、和解基金から支払われるものとする。

16. すべての経費および弁護士料は和解基金から支払われる 特定の被告等は、原告側筆頭弁護士または（原告側筆頭弁護士を支援する弁護士）、専門家、顧問、エージェント、代理人、さもなければ本同意の実施で発生したものを含むがそれに限られない、本訴訟または本同意の弁護士料、費用、および / または経費について責任がないものとする。これらの問題は原告側筆頭弁護士のみの責任である。

17. 和解基金は全請求を満たす 各集団訴訟団員は、本文中に記される通り、権利解除される請求の和解および支払いについて和解基金のみを頼るものとする。本合意に従って裁判所命令に定められるものを除き、集団訴訟団員は誰も和解基金またはその任意部分について利害関係がないものとする。

18. 権利解除 権利解除者は、本訴訟および任意およびすべての請求、要求、権利、訴訟、または訴訟原因、賠償責任、損害、損失、義務、判決、訴訟、基礎事実、および問題で、如何なる類または性質のものでもすべて、既知または未知であった、疑われたまたは疑われなかった、開示されたまたは開示されなかった、隠ぺいまたは隠匿さ

れた、成熟または未熟であったにかかわらず、特定の被告等に対して、個人、集団、法的または公正の如何にかかわらず、任意の集団訴訟団員によりまたはそのために、はじめから有効日まで、本訴訟または任意の連邦、州、市町村、または外国の裁判所、法廷、訴訟手続において主張された、主張可能であった、将来主張可能であるもの（外国、米国の連邦、州、または市町村の法律または規則または規制に関係、関連、または生ずる任意の請求、または主張された詐欺、義務違反、米国証券法、恐喝影響および違法組織法（Racketeering Influence and Corrupt Organizations Act）、またはその他の違反を含むがこれらに限られない）、あるいは（ii）本訴訟または任意の連邦、州、市町村、または外国の法廷において、権利解除者またはその任意により、任意の特定の被告等に対して主張可能であったもので、本訴訟中に記述または引用されている主張、取引、事実、基礎事実、および出来事から発生またはそれらに基づくまたは如何なる形態でも関連するもの、あるいは1998年3月10日から2003年2月23日までの米国預託証券を含むAholdの証券の購入に基づくまたは如何なる形態でも関連するもの（まとめて「権利解除された請求」）について、本文中に記される条件に従って既得権を犯し、十分かつ決定的かつ永久に、妥協、和解、抹消、却下、免除、放棄、解除する。ただし、権利解除

された請求は、任意の特定の被告等または任意の集団訴訟団員が本合意の条件を強制施行する権利を含まないことを条件とする。

19. 訴訟しない約束 権利解除者は、本合意の日付後、どの特定の被告等に対しても賠償責任の確立を求めること、あるいは権利解除された請求および / または修正された通りの原告の訴状、または本訴訟でその他一切の訴答に記された事象 (如何なる名義にかかわらず、免責および / または寄与を求める任意の請求または訴訟を含むがそれらに限られない) に関連するまたは前述から生じた請求を非当事者が訴訟申立をするように勧誘または補助することはしないものとする。この第 19 段落に違反する任意の集団訴訟団員は、訴訟しない約束の違反に関連する任意およびすべての請求、損害、費用 (調査料、弁護資料、その他の費用および経費を含む) について、Royal Ahold に対して賠償責任を有するものとする。

20. 権利の放棄 各権利解除者は、これにより、本同意の第 18 段落の条項の題目に関する既知または未知の、疑われたまたは疑われなかった、不確定または確定の任意請求を、隠ぺいまたは隠匿されていたか否かにかかわらず、前述の異なるまたは追加事実のその後の発見または存在にかかわらず、最終承認時に明示的に放棄し、また完

全かつ最終的かつ永久に和解かつ解除する。

(a) 前述の放棄は、次の通り規定されるカリフォルニア民法第 1542 箇条により与えられる任意およびすべての条件、権利、および恩典を含むものとする。

一般権利解除により影響されない特定の請求。一般権利解除は、その解除の施行時に債権者が債権者にとって有利に存在することを知らないまたは疑わず、それが分かっていたら債務者との和解に実質的に影響を及ぼしたに違いない請求については該当しない。

または、カリフォルニア民法第 1542 箇条と同様、相似、同等である米国の州または領地あるいは外国法、または慣習法の原則により与えられる任意およびすべての条件、権利、および恩典についても含むものとする。本段落の条項は契約であり、単なる説明ではない。

(b) 本同意に記載されている内容に反するにもかかわらず、その条件を鑑み、特定の被告等に本同意を締結させるため、集団訴訟団員は、米国の連邦法、州法または市町村法、または該当する場合は、オランダ民法第 6:14 条を含む外国法に基づき寄与および / または免責の有効かつ強制執行可能な請求について任意の特定の被告等に責任があるとされる判決の金額またはより大きな責任配分のパーセント率に等しい金額を解除された請求に何らかの形で関係する問題に関する任意の訴訟または法的手続において

任意の人物に対して回収可能なドル金額から除外するものとする。集団訴訟団員は、本段落に記された約束が特定の被告等のためになるものだけでなく、また本訴訟において判決が下された任意の人物のためになるものであり、この約束がその第三者受益者として任意の人物により強制執行可能であることに合意する。本段落は、オランダ民法第 6:253 条の意味における Deloitte に有利な第三者約定である。

(c) 各集団訴訟団員は、Deloitte に対して将来あるまたは取得する可能性がある任意の請求の任意の和解の条件として、Deloitte が Ahold または特定の被告等に対して有するまたはいつか有する可能性があり、解除された請求に何らかの形でかかわる任意の請求について、弁護士料または費用の請求を含め、完全かつ最終的に権利解除および免除することを義務付けることに合意する。

21. 非承認の効力 下の第 24 段落に従った Royal Ahold の撤回の権利行使を含め、本合意が如何なる理由でも本文中第 6 段落に従って最終承認を得なかった場合、Royal Ahold はその絶対裁量により本同意を取り消しかつ終了することができ、その結果として本文中に記されたすべての権利および義務が無効となるものとする。本合意が取り消しまたは終了された場合、和解基金および VEB 和解基金の収益は、それに対し

て受け取った任意およびすべての所得または金利（本文中第 11 段落および第 15 段落に従って支出された任意およびすべての金額を差し引く）を含め、Royal Ahold が撤回を選択するという Royal Ahold の通告の三（3）営業日以内に Royal Ahold に返還されるものとする。

22. 終了の証拠的効力なし 本合意が最終承認を得なかった場合、当事者等は 2005 年 11 月 28 日付のそれぞれの状況に遡及的に戻ったとみなされるものとし、本同意および関連命令が執行されず、交渉または本同意の条件または存在により如何なる形態でも既得権が犯されないものとして、すべての面で続行するものとする。集団は認定が取り消され、また集団認定の申請およびそれに対する反対を含むすべての係争中の申請が再提出されたものとみなされる。本同意、およびそれに関する交渉、議論、および陳述のすべてが、如何なる目的でも本訴訟において証拠能力がないとみなされ、どの当事者も本同意の実行に関連する費用を回収する権利を持たないものとする。

23. 外国訴訟手続に関する訴訟手続 (a) Royal Ahold は、最終承認の九（9）カ月前までに提起された本訴訟に関与、記載、または引用されている申立、取引、事実、基礎事実、または事態、表明、または省略から発生あるいはそれに基づく、また 1999 年

7月30日から2003年2月23日までのRoyal Ahold N.V.普通株式の購入に基づく、任意の外国訴訟手続の明細表(「明細表」)を原告側筆頭弁護士に送達するものとする。明細表は、九カ月の期間の終わりの十(10)営業日以内に提供され、外国訴訟手続の対象であるRoyal Ahold N.V.普通株式の株数を見分け、請求管理人が前記の株式が集団内のものかどうか、また前記の株式が通常の方法で提出されていたならば授權株式であったかどうかを判定し、そうであれば前記の株式は「外国訴訟手続株式」と見なすために必要であるRoyal Aholdの手元にある前記の他の情報を提供するものとする。

(b) 請求管理人による明細表に反映される株式が外国訴訟手続株式であるか否かの判定は、Royal Aholdの明細表送達の六十(60)日間以内に行われるものとする。

(c) Royal Aholdは、各外国訴訟手続株式について金額一ドル(\$1)を、請求管理人の判定の十(10)日間以内に和解基金から支払うものとする。

24. Royal Aholdの撤回権 裁判所により集団訴訟団員が集団から選択除外および自己除外するとして指定された日付から十(10)営業日以内に、原告側筆頭弁護士は選択除外および集団から除外された株式数の完全な一覧を記載した通告を、Royal Aholdおよび裁判所に提出するものとする。合計180,000,000株以上を持つ投資家が集

団期間中に Royal Ahold 普通株式の購入していた場合、Royal Ahold はその独自の選択として本同意を撤回することができる。Royal Ahold は本同意の撤回を選択する旨の通告を十(10)営業日以内に提供するものとする。

25. 統合された合意 本同意には、当事者によりおよび当事者間で合意したそれぞれおよびあらゆる条件および条項のすべてかつ完全かつ統合された陳述が含まれている。本契約のすべての条件が契約であり、単なる説明ではない。

26. 拘束効力 本同意の条件は、任意の集団訴訟団員および原告側筆頭弁護士を含むがそれらに限られない、そのそれぞれの当事者、その弁護士、従業員、継承者、および授受者、またその任意の当事者を通して本件に利害関係があると主張するその他すべての人物に対して、拘束力を現在および未来共に有するものとする。

27. 本同意に違反する行為 本契約は、本契約に違反して開始、訴追、または試みられた任意の行為、訴訟、その他の訴訟手続に対して、十分かつ完全な抗弁として弁論でき、差し止めの根拠として使用できる。

28. 請求に依存する和解ではない これは請求に依存する和解ではない。Royal Ahold が外国訴訟手続株式の和解基金に対して持つ請求能力に関する上記の第 23 段落

にある規定を除き、提出された請求証明の数、授權請求者の損益の合計金額、損益の回収パーセント率、または和解基金から授權請求者へ支払われる金額にかかわらず、

Royal Ahold は和解基金またはその任意部分の返却を受ける権利が一切ないものとする。

29. 禁止命令 最終判決には、15 U.S.C. § 78u-4 (f) (7) (A) (米国法律集第 15 巻第 78u-4 (f) (7) (A) 箇条) に成文化された Private Securities Litigation Reform Act (民間証券訴訟改革法) (PSLRA) に従って、Royal Ahold および U.S. Foodservice, Inc. を除くあらゆる人物 (Deloitte を含む) が、本裁判所において、または任意の他の米国、外国、州、市町村の法廷、裁判所、または審判機関において、永続的にかつ永久に、直接的または間接的に、あるいは代理人を通して、または任意の他の資格で、権利解除された請求および / または修正された通りの原告の訴状、または本訴訟において提出された他の訴答に言及されている取引および事態に基づく、それに関連する、またはそれから生じる任意の請求、反訴、反訴請求、第三者請求、または他の訴訟 (その呼称にかかわらず、免責および / または寄与を求める任意の請求または訴訟を含むがそれらに限られない) を、前記の請求が合法または公平であるか否か、既知であるかまたは未知であるか、予見されたかまたは予見されなかったか、成熟したかまたは未熟であるか、確

定したかまたは未確定であるか、あるいは米国法、外国法、州法、市町村法、または慣習法に基づいて主張されているかにかかわらず、任意の特定の被告等に対して提訴、開始、訴追、維持することが禁止され、差し止められることを規定する命令が含まれるものとする。同様に、Royal Ahold も Deloitte に対する同様の請求を行うことが禁じられるものとする。

30. 是認なし 本合意が最終になるか否かにかかわらず、本同意およびその内容、それに添付されている明細 A を含め、またそれに関連する一切またすべての陳述、交渉、文書、および議論は、任意の特定の被告等が任意の法規または法律の違反の是認または証拠、または任意の責任または悪行、または本訴訟の訴状または他の訴答に記されていた任意の特定の被告等に対する任意の請求または主張の真実性について、是認または証拠付けるとは見なされず、解釈されないこと、また本訴訟またはその他の任意の訴訟または手続にかかわらず、その証拠は任意の特定の被告等に対して、直接または間接的に、如何なる方法でも、開示可能でなく、使用されないものとするに、当事者等は明示的に合意する。

31. どの当事者も草案者ではない どの当事者も、任意の条項が草案者に対して不

利に解釈されるまたはその可能性がある制定法、判例法、解釈の規則の目的では、本同意書またはその中の条項の草案者であるとはみなされないものとする。

32. Royal Ahold および U.S. Foodservice, Inc.による請求の解除なし 本同意中の何ものが、Royal Ahold および U.S. Foodservice, Inc.が特定の被告等、当初の被告等、集団訴訟団員、またはその他の任意の人物に対して有するかもしれない任意の請求、答弁、または権利を解除、妥協、和解、抹消、棄却、解放、または放棄するとは解釈されない。

33. 法の選択 本合意の条件および本合意に添付された証拠物件はすべて、その法選択原則または接触法原則にかかわらず、メリーランド州の実体法に従って支配および解釈されるものとする。

34. 通告 本合意により義務付けられる通告は、任意形式の翌日配達郵便または手渡しのいずれかの方法で、次の宛先で原告および集団へ提出されるものとする。

ENTWISTLE & CAPPUCCI LLP
Andrew J. Entwistle
280 Park Avenue, 26th Floor West
New York, New York 10017

原告側集団の筆頭弁護士

次の宛先の複写（それ自体は有効な通告とはみなされないものとする）と共に提出する。

PUBLIC EMPLOYEES' RETIREMENT ASSOCIATION OF COLORADO
Greg Smith, Esq.
General Counsel
PO Box 5800
Denver, Colorado, 80217-5800

本合意により義務付けられる通告は、任意形式の翌日配達郵便または手渡しのいずれか

の方法で次の宛先で Royal Ahold へ提出されるものとする。

ROYAL AHOLD N.V.
Peter N. Wakkie
Piet Heinkade 167-173, 1019 GM AMSTERDAM
P.O. Box 985, 1000 AZ AMSTERDAM
The Netherlands

次の宛先の複写（それ自体は有効な通告とはみなされないものとする）と共に提出する。

WHITE & CASE LLP
Glenn M. Kurtz
1155 Avenue of the Americas
New York, New York 10036

被告 Royal Ahold の弁護士

35. 改正、放棄 本合意は、その全当事者等が署名した書面による場合を除き、

如何なる面でも修正されないものとし、またこの下で授与される任意の権利放棄は権利

を放棄する当事者の書面による法律文書によってのみ有効となるものとする。任意当事

者による本同意の任意違反の放棄は、本合意のそれ以前、その後、その時のその他の違

反の放棄としてはみなされず、解釈されないものとする。

36. 副本の作成 本同意は副本を作成することができる。ファクシミリの署名は、その原本の署名ページがその後で本合意書に追加され裁判所に届け出られるものとするが、その執行日に有効な署名とみなされるものとする。

37. 管轄権の保持 本合意に基づく任意の訴訟またはその任意条項を強制執行するための任意の訴訟は本裁判所を裁判地とし、本裁判所は前記の係争すべての管轄権を保持するものとする。本同意に関連するすべての目的について、本同意の全当事者等が本裁判所の管轄権の対象となるものとする。

38. 機密保持 当事者等は、Royal Ahold が和解を公に発表するまで (Royal Ahold が本和解の開示を認める範囲を除く)、本合意の存在および条件を機密として維持することに合意する。

この証拠として、当事者等は、完全な権限を有する代表者を通して、本文書の文頭に記されている日付において本同意に合意した。

原告側筆頭弁護士

代理署名: _____ /s/ _____

Andrew J. Entwistle
Entwistle & Cappucci LLP
280 Park Avenue, 26th Floor West
New York, New York 10171
Tel: (212) 894-7200
Fax: (212) 894-7272

筆頭原告および集団の代理

代理署名: _____ /s/ _____

PUBLIC EMPLOYEES'
RETIREMENT ASSOCIATION OF
COLORADO
Greg Smith, Esq.
General Counsel
PO Box 5800
Denver, Colorado, 80217-5800

筆頭原告および集団の代理

代理署名: _____ /s/ _____

GENERIC TRADING OF
PHILADELPHIA, LLC
C/O Carlin Financial Group
Dan Viola, Esq.
666 Third Avenue
8th Floor
New York, New York 10017

代理署名: _____/s/ _____

ROYAL AHOLD N.V.
Peter N. Wakkie
Member of the Executive Board
Piet Heinkade 167-173, 1019 GM
AMSTERDAM
P.O. Box 985, 1000 AZ AMSTERDAM
The Netherlands
(Tel:) +31 20 509 5100

Royal Ahold 代理

代理署名: _____/s/ _____

Glenn M. Kurtz
White & Case LLP
1155 Avenue of the Americas
New York, New York 10036
Tel: (212) 819-8200
Fax: (212) 354-8113

Royal Ahold 代理